

条例

▼松田町公共施設等整備基金条例

今後の建築物系公共施設や道路、橋梁などのインフラ資産の整備等に多額の費用が必要となることから、その財源を持続的に確保するための基金設置条例です。
 総務文教常任委員会に付託され、閉会中の継続審査となりました。

▼松田町営臨時駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

駐車場の利便性と利用を促し、使用料の増収を図るため改正するものです。
 令和4年4月1日より、1時間につき1000円の使用料が30分につき1000円に（最初の20分までは無料）なり、24時間以内の上限額が8000円から6000円に減額されます。

▼松田町営仲町屋臨時駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

駐車場利用者の増加を図るため、駐車場使用料を減額し、さらに使用料の減額規定を設け、イベント等に柔軟に対応できるように改正するものです。
 令和4年4月1日より、月額使用料が6000円から5000円に減額され、減額規定が追加されます。

▼松田町営住宅条例の一部を改正する条例

所得税法の改正に伴い、令和3年1月1日付けで公営住宅法施行令が一部改正されたため、改正するものです。

▼松田町消防団条例の一部を改正する条例

消防団員の処遇改善を図るため、国が策定した「非常勤消防団員の報酬等の基準」に基づき消防団員の報酬形態の改定等を行うものです。
 令和4年4月1日より、

水災及びその他の災害等の出勤（水災等の発生のおそれがあると認められた警戒の出勤を含む）1回につき1000円の報酬が1時間につき1000円になります。

▼松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律が一部改正されたた

松田町消防団 年末火災特別警戒



め、改正するものです。

▼松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

全世代対応型の社会保険制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国民健康保険法施行令の一部改正により、国民健康保険税の未就学児均等割額の減額等の改正をするものです。
 令和4年度以後の年度の保険税から適用となります。

▼松田町ゴミ処理加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

松田町ゴミ処理加工施設の施行に合わせるため改正するものです。
 令和3年第4回定例会において可決された本条例の施行期日は令和4年4月1日とされていた。しかし、建築資材等の高騰により施設の設置工事が令和4年度に繰越しとなったため、公布の日から1年を超えない範囲で規則で定める日からの施行となります。



健康福祉センター



町営臨時駐車場